第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。)第42条の規定に基づき、栗山町の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法に基づき作成されている「栗山町地域防災計画」の「地震防災計画編」として、 栗山町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「栗山町地域防災計画(本編)」による。

第3節 計画の効果的促進

地震災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の 考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被 害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

防災対策は、自助(町民が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(町民等が地域において互いに助け合うことをいう。)及び公助(道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに道、町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害発生時に際しては、町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、 防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画そ の他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等 (以下「防災関係機関」という。)の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するため の基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画 等を定めるものとし、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、当該地域並びに地域住民の

生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、 指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

3 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動 を積極的に推進するとともに、道及び町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時に は応急措置を実施するとともに、道、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。(連絡先は本編資料1参照)

機関の区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1 指定地方 行政機関	(1) 北海道開発局 ① 札幌開発建設部岩見沢道 路事務所	1 一般国道274号及び234号線の維持防災及び輸送確保に 関すること。 2 直轄管理区域内道路の危険箇所の整備、警戒、災害防 止、維持補修及び災害復旧に関すること。 3 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
	②札幌開発建設部札幌南農 業事務所	1 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。
	③札幌開発建設部大夕張ダ ム管理所川端ダム出張所	1 直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。
	④ 札幌開発建設部江別河 川事務所	 直轄管理区間内河川の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修及び災害復旧に関すること。 雨量、水位、その他河川状況等の情報収集に関すること。 ダム情報の収集及び通報に関すること。 水防工法等の現地指導に関すること。

	(2) 北海道森林管理局空知森林管理署 空知森林管理署 (3) 北海道農政事務所	1 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 2 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 3 災害時において町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。 4 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況
2 自衛隊	(1) 陸上自衛隊 第7師団第72戦車連隊	に係る確認等に関すること。 1 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 2 町及び防災関係機関が行う防災訓練への協力に関すること。 3 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
3 北海道	(1) 空知総合振興局 ① 空知総合振興局	 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
	② 空知総合振興局 保健環境部保健行政室	 医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること。 災害時における医療活動及び防疫活動を推進すること。 災害時における給水活動を推進すること。 防疫薬剤の確保及び供給に関すること。 救助法の適用及び実施に関すること。
	③ 空知農業改良普及セン ター 空知南東部支所	1 農畜産物の被害調査及び報告に関すること。2 農畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。3 被災地の病害虫防除の指導、その他営農指導に関すること。
	④ 空知家畜保健衛生所 (2)空知総合振興局 ① 札幌建設管理部 長沼出張所	1 家畜の防疫に関すること。 1 所轄道路、河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関すること。

4 警察機関	(1) 北海道警察札幌面 栗山警察署	 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 災害情報の収集に関すること。 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 犯罪の予防、取締り等に関すること。 危険物に対する保安対策に関すること。 町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関すること。 広報活動に関すること。
5 栗山町	(1) 町長部局	1 栗山町防災会議に関する事務を行うこと。 2 栗山町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 3 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 4 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 5 災害に関する情報収集、被害調査及び報告に関すること。 6 防災思想の普及、防災訓練の実施に関すること。
	(2)教育委員会 (3)消防機関 栗山消防団	 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 文教施設及び文化財等の保全対策等の実施に関すること。 消防活動に関すること。 水防活動に関すること。
6 指定公共機関	南空知消防組合消防署 (1)東日本電信電話(株)北 海道支店	2 水の伯勤に関すること。 3 その他災害時における救助、救助活動を行うこと。 1 気象官署からの警報を伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電
	(9) 小汽光電力(株) 田山亭	報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	(2) 北海道電力(株)栗山営 業所	1 電力供給施設の防災対策を行うこと。2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
	(3) 北海道旅客鉄道株式会	1 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。
	社追分駅	2 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送 について関係機関の支援を行うこと。
	(4)日本郵便株式会社 栗山郵便局 角田郵便局 継立郵便局	 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 郵便の非常取扱いに関すること。 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。

7 指定地方公共機関	(1) 栗山土地改良区	1 土地改良施設の防災対策を行うこと。 2 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行う こと。
	(2) 空知南部医師会	1 災害時における救急医療及を行うこと。
8 公共的団 体及び防災上 重要な施設の 管理者	(1) 栗山町社会福祉協議会	1 ボランティアの受け入れ及び活動支援に関すること。2 要配慮者に対する支援等に関すること。
	(2) そらち南農業協同組合	1 農業生産共同利用施設等の災害応急対策及び災害復旧 対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。
		3 共済金支払いの手続きを行うこと。
	(3) 北海道中央農業共済組合 南空知支所	1 災害時における家畜対策に関すること。 2 被災組合員に対する農業災害補償に関すること。
	(4) 栗山町商工会議所	1 災害時における物価の安定及救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
		2 被災商工業者に対する融資及びその斡旋を行うこと。
		3 災害時における商工業者の経営指導及び中央資金の導入に関すること。
	(5) 北海道建築士会 空知支部栗山分会	1 災害時における建築物の応急危険度判定の協力に関すること。
	(6) 運送事業者	1 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸 送等について関係機関の支援を行うこと。
	(7) 危険物関係施設管理者	1 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
	(8) 栗山建設業協会	1 災害応急対策における建設用資材の使用要請の協力に関すること。

第6節 町民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し人的被害、経済被害を軽減する減災の取り組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業所等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動

要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- (2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品 (救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- (3) 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- (4) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (5) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (6) 防災訓練、講習会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (7) 避難行動要支援者への配慮
- (8) 自主防災組織の結成

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・避難行動要支援者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の 供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自 ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協 力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施し、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画(BCP)の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 事業所の耐震化
- (5) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (6) 取引先とのサプライチェーンの確保
- 2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動等への支援等、地域住民への貢献

第7節 栗山町の地勢

第1 位置及び面積

栗山町は、北海道ほぼ中央、空知総合振興局の南部に位置し、北は岩見沢市に、東は夕張市に接しており、さらに南部及び西部は夕張川を境として由仁町、長沼町に接している。経緯は東経 141度45分~141度52分、北緯43度00分~43度5分であり、東西17.5 km、南北25.1 kmで、総面積203.84 kmである。

第2 地形・地質の概要

本町の地形は、北は屈足山系、東は夕張山系につづく緩やかな丘陵地帯で、主に畑作地帯となっており、中央部から南部にかけては夕張川水系の河川により形成された沖積平野部で、主要な水田地帯となっている。

地質は沖積地が主で、やや粘質な夕張川沖積層土壌であり、一部にはごく薄い火山灰が認められ、 下層に泥炭の出る地層もある。

また、一部には洪積土壌地帯もあり、その土壌は粘質、堅蜜な性質を有している。

第8節 地震の想定

第1 想定する地震

町において想定される地震は、「十勝沖・釧路沖の地震」、「石狩低地東縁断層帯」、「全国どこでも起こりうる直下の地震」の3種類の地震を想定する。

想定地震	内容
十勝沖・釧路沖の地震	北海道、中央防災会議の想定地震
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	マグニチュード 8.2
了 松低地市绿帐园世	地震調査研究推進本部の想定地震
石狩低地東縁断層帯	マグニチュード8.0
全国どこでも起こりうる	中央防災会議による想定に基づく直下型地震
直下の地震	マグニチュード6.9

第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に 推進するものとする。

第1節 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関係施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 町及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難所としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震、不燃化、水面、緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町、防災関係機関及び施設管理者は、高層ビル、地下街及びターミナル駅等不特定多数の者が 利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設にお ける安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 町、防災関係機関及び施設管理者は、デパート等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及 び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮する。
- 2 町は、住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- 3 町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- 4 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

第3 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

1 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等の ライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るた め、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

- 2 町、及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデーターのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域防災公園の整備に努める。

第7 液状化対策

町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液 状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適 切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこと とする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両や ヘリコプターなどが十分活動できるグランド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環 境整備に努めることとする。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び町地域防災計画に定められた 事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急 事業五箇年計画を作成し、町は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。

- 計画対象事業
- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3)消防用施設
- (4)消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
- (6) 医療機関、社会福祉施設、公立小学校、中学校、養護学校、公的建造物等の改築・補強
- (7) 砂防施設、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (8) 地域防災拠点施設
- (9) 防災行政無線施設、設備

- (10) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (11) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (12) 負傷者の一時収容設備、資機材(応急救護設備等)
- (13) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するために、防災に関する知識及び技能の向上並びに町民に対する防災 知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練に関する計画は、次のとおりである。

第1 訓練実施機関

訓練は、町及び防災関係機関が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、避難行動要支援者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めると ともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第2 訓練の種類

防災訓練は、関係機関との緊密な連携の上、訓練計画を作成して実施するものとする。

1 災害通信連絡訓練

地震情報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練を実施するものとする。

2 非常参集訓練

勤務時間外に災害が発生した場合おいて、災害に対処するために必要な人員を早期に参集し、 防災活動体制を確立するための訓練を実施するものとする。

3 防災総合訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、地震動警報、地震情報の伝達、災害救助、避難活動など大規模地震等を想定した総合訓練を実施するものとする。

4 その他の訓練

その他本編第9章「防災訓練計画」に掲げる訓練と総合的に実施するものとする。

第3 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものと する。

第4 民間団体等との連携

町及び防災関係機関は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災 組織、非常通信協議会、ボランティア及び避難行動要支援者を含めた地域住民等と連携した 訓練を実施するものとする。

第3節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未 然防止、初期消火の徹底等火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、「南空知 消防計画」に定めるもののほか、次のとおりである。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、南空知消防組合消防署(以下「消防署」という。)は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、家具等の固定、火気使用器具の取扱い、耐震自動消火装置付石油ストーブの使用等について指導を強化するものとする。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であることから、町及び消防署は、地域ぐるみ及び職場ぐるみの協力体制並びに強力な消防体制の確立を図るものとする。

- 1 一般家庭に対し、火災予防思想の啓発に努め、消火器の設置及び消火用水の確保を促進すると ともに、これらの取扱いについて指導し、地震時における火災の防止及び初期消火の徹底を図る ものとする。
- 2 防災思想の啓発及び災害の未然防止に着実な成果を上げるため、地域の自主防災組織、女性防 火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化するものとする。
- 3 ホテル、スーパーマーケット、病院等一定規模以上の防火対象物に対し、消防用設備等の保守 点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化するものとする。

第3 予防査察の強化指導

消防署は、消防法(昭和23年法律第186号)に規定する立入検査を実施し、火災発生危険の 排除に努め、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、予防対策の万全な指導を図るものとする。

第4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、消防署は、防火水槽などの施設の整備を図るとともに、人工水利と自然水利の多元化を推進し、消防技術の向上と消防体制の強化を図るものとする。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

消防署は、防火活動の万全を期するため、次の事項に重点を置き、消防計画を整備強化するものとする。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導

5 その他の火災を予防するための措置

第4節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類又は高圧ガス等の爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安監督者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第2 危険物保安対策

1 消防署

危険物による災害の予防を推進するため、消防署は、危険物製造所等(危険物製造所、危険物 取扱所及び危険物貯蔵所をいう。)に対し、随時立入検査を実施し、次の事項について指導に努 めるものとする。(本編資料11参照)

- (1) 危険物製造所等に対する設備、保安基準等遵守事項の監督及び指導の強化
- (2) 危険物保安監督者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (3) 危険物製造所等における自主保安体制の確立強化
- (4) 危険物製造所等における従業員に対する安全教育の指導の徹底
- (5) 危険物製造所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 2 栗山警察署

危険物製造所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図るものとする。

第3 火薬類保安対策

1 消防署

火災予防上の観点から火薬類取扱事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管 理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

- 2 栗山警察署
 - (1) 火薬類取扱事業所に対し、必要の都度、立入検査を実施するなど、その実態を把握し、 火薬類取扱事業所に必要な措置の指導に当たるほか、防災対策における措置体制の確立を 図るものとする。
 - (2) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止及び公共の安全維持のために必要があ

るときは、運搬の日時及び経路、火薬類の性状又は積載方法、災害時の連絡方法等について必要な指示をするものとする

第4 高圧ガス保安対策

1 消防署

火災予防上の観点から高圧ガス取扱事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管 理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

2 栗山警察署

- (1) 高圧ガス取扱事業所の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図るものとする。
- (2) 危険の発生が予想され、又は災害の発生等により施設から届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

第5 毒物·劇物災害対策

1 事業者

- (1) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する 危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を 図るものとする。
- (2) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

2 消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 栗山警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

第6 放射性物質災害対策

1 事業者

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を 遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任 者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学 大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

2 消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による 自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 栗山警察署

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、 災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、 必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第5節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎょするための計画は、次のとおりである。

第1 建築物等の防災対策

1 木造建築物の防火対策の推進

町は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、木造建築物について 延焼のおそれのある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

2 公共施設の耐震化

災害時において、災害応急活動の拠点となる役場、消防署、病院、避難場所となる学校等の公 共施設が地震により使用不能となる可能性もあることから、これらの施設の新設に当たっては、 耐震化に配慮するとともに、既存施設にあっては耐震診断及び耐震改修の実施を促進し、更に、 役場庁舎等の施設が使用できないことを想定して、バックアップ機能についても検討しておくも のとする。

3 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修 を促進するため、各国庫補助制度等を活用し耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体 と連携した相談体制や情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整 備を図るほか、地震ハザードマップの作製や普及パンフレットの作製など所有者等への普及啓発 を図る。さらに耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものと する。

また、町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、 特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法にものづく勧告、命令を実施する。

4 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路 に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する 場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

5 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物から危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建 以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれがあるものについて、その実 態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

第2 応急危険度判定制度の推進

地震により被害を受けた建築物は、余震によって倒壊するなど二次災害が発生する危険性がある ため、災害発生後、早急に応急危険度判定を実施する必要がある。

このため、町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備し、人的被害などの二次被害の防止に努めるものとする。

第6節 土砂災害予防計画

地震による土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

1 本町における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は、次のとおり。(別表第11)

(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域:平成29年3月24日指定)

区 分	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域
急傾斜地崩壊危険箇所	1 1	6
土石流危険渓流	3 4	4
指定箇所数 計	4 0	1 0

2 本町における、山地災害危険地区は、次のとおり。(別表第11-1)

区 分	個所数
山腹崩壊危険地区	4 1
崩壊土砂流出危険区域	4 3
地すべり危険地区	4
計	8 8

第2 予防対策

- 1 土砂災害警戒区域等の指定について、土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び予警報の発令・伝達、避難、救助、その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について、計画に定め、住民の安全を確保するものとする。
- 2 計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設が ある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝 達方法を定めるものとする。
- 3 計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項

を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが 発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊に よる土石流災害等につながるおそれがある。

町及び防災関係機関は、地すべり防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。 また、標識の設置により住民に周知するとともに、定期的な巡回を行い、斜面等の異常(亀裂、 湧水、噴水、濁り水)が発生した場合は、速やかに住民に通報し、避難を呼びかける。さらに、 住民自身による防災措置(異常報告、自主避難等)などの周知・啓発を図る。

- 2 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)等予防計画
 - (1) 北海道
 - ア 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

また、町に対し急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。

- イ 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適当なものを施工するもの とする。
- ウ 急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。
- エ 急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令を行うものとする。

(2) 栗山町

町(総務課)は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知努めるとともに、計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の住民に対し、急傾斜地の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)の報告や住民自身による防災措置(不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等)などの周知・啓発を図る。

- 3 山腹崩壊予防計画
- (1) 北海道森林管理局、北海道
 - ア 森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は、森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要 な事業(治山事業)を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点険を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。
 - イ 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指 定の目的に則して機能することを確保するものとする。

ウ 市町村に対し山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への山腹崩壊に関する資料の 提供について指導するものとする。

(2) 栗山町

町(総務課)は、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、計画において、 必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第7節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震(1964年)を契機として、認識されたところである。

北海道においては、十勝沖地震(1968年)による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

最近では、釧路沖地震(1993年)、北海道南西沖地震(1993年)、北海道東方沖地震(1994年)において、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらし、さらに、兵庫県南部地震(1995年)においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。

近年、埋め立てなどによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

第2 液状化対策の推進

町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進するものとする。

第8節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

地震災害時において町民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

第1 食料等の確保

- 1 町(総務課)は、あらかじめ食料保有業者と食料、飲料水等の調達に関する協定を締結するなど、備蓄及び調達体制を整備し、災害時における食料等の確保に努めるものとする。
- 2 町(総務課)は、防災週間、防災関連行事等を通じ、町民に対し、最低3日間程度の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。

第2 防災資機材等の整備

町(総務課)は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期にお

いて発生した場合の対策として暖房器具、燃料等の整備に努める。

第3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結の推進

平常時の物資備蓄にかかる空間的及び金銭的コストを抑制し、かつ災害時における住民生活の早期安定を図るため、民間事業者等との災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結を進めていく。

第4 備蓄倉庫等の整備

備蓄食料、防災資機材等を適正に保管、管理する備蓄倉庫の整備に努める。

第9節相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等をの活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、 応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援(受援)体制の整備

1 北海道

- (1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、 日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先 の共有を徹底するなど、必要な準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

2 市町村

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速に行えるよう、日頃から 災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、 受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互

に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。
- 3 防災関係機関等

あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部 との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第10節 避難体制整備計画

地震災害から住民の生命・身体を保護するため避難場所、避難所の確保及び整備等に関しては、この計画に定めるところによる。

第1 避難誘導体制の構築

1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等によると河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種 別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めると ともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との 広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど具 体的な手順を定めるよう努めるものとする。
 - 5 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに 関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
 - 6 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保 育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
 - 7 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や 当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

第2 避難場所の確保等

1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・

施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごと

の基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、 あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- 2 町は、学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更 を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定 緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模~被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。

構造~速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。

立地~想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。

交通~車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- 4 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
- (1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
- (2) 老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- (5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難 所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所 の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第4 町における避難計画の策定等

1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示 (緊急)、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始 (以下「避難勧告等」という。) を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準 (発令基準) を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準(発令基準)について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を 絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に 努めるものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は 身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の 伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマ ップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて

避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する

情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 緊急速報メールによる周知
 - イ 広報車(消防、警察車両の出動要請を含む)による周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 住民組織を通じた広報
- 4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者 に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳(データベース)など、避難状況を把握するた めのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものと する。

第5 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、 関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものと する。
- (1) 避難の場所(避難場所、避難所)

- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、 公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第11節 要配慮者対策計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者及び措置内容

町長は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下「名簿」という。)を作成するものとする。

第2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- (1) 要介護認定1~5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1種1・2級(総合等級)を所持する者
- (3) 療育手帳を所持する者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- (5) その他支援を必要とする者

第3 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

名簿作成上の必要に応じ、災害対策基本法第49条の10第3項に基づき町の関係部署で把握ている情報を集約し、利用するほか、同第4項の規定に基づき県知事その他の者に対し、情報の提供を求める。

第4 避難支援等関係者への名簿の提供

町長は、災害の発生に備え、南空知消防組合消防署、栗山警察署、栗山町民生委員児童委員、栗山町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿を提供するものとする。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

第5 情報の更新

原則として、年1回避難行動要支援者名簿及び登録台帳の追加・更新等を行うとともに、適宜、 関係者の届出等により最新の情報に更新する。

第6 名簿情報保護

町長は、名簿の提供を受ける者に対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 1 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
 - 2 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明 すること。
 - 3 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
 - 4 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
 - 5 避難行動要支援者名簿の提出先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で避難行動要 支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。
 - 6 名簿情報の取り扱い状況を報告させること。
 - 7 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

第7 名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

第8 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の 配慮

町は、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の適時 適切に発令する。また、避難行動要支援者の状況に応じて適切かつ多様な手段を活用して情報伝達 を行う。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- (2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (3) 高齢者や障がい者にあった必要な情報を選んで流す。

第9 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者が行う避難行動要支援者の支援は、本人及びその家族の安全を確保した うえで実施するものであることを、避難行動要支援者をはじめ地域で共通理解を形成するよう努め る。従って、避難支援等関係者は必ずしも支援できるとは限らないため、ひとりの避難行動要支援 者に対し複数の避難支援等関係者を定めるように努めるとともに、避難行動要支援者は日ごろか ら円滑な避難が可能となるよう努める。

第10 福祉避難所等の整備

避難行動要支援者が避難する場合には、必要な支援の程度を配慮し、一般の避難所が適切でないと判断した場合の避難場所として、介護保険施設、障がい者施設等を「福祉避難所」に指定し、 避難行動要支援者の避難場所の確保と避難生活に必要な施設・設備等の整備に努める。

第11 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、 早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏ま え、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第12節 積雪・寒冷対策計画

町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減 に努める。

第1 積雪対策の推進

町及び防災関係機関は「北海道雪害対策実施要綱」及び栗山町除排雪業務実施要領に基づき、相 互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策 を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を 整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道 路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、北海道及び町の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の 確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 町 (建設水道課) は、国道、道道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 町(建設水道課)は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 町 (建設水道課) は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 町(建設水道課)は、風雪等による交通障害を予防するため、防雪柵の整備を推進する。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町(建設水道課)は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互 扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難場所、避難路の確保

町(総務課及び建設水道課)及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 避難所対策

町(総務課)は、避難**所**における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖 房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等)の 備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

町(総務課)は被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第6 スキー客に対する対策

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ロッヂの損壊や 雪崩の発生等によるスキー客の被災が懸念される。このため、スキー場管理者は、次の措置を講 じなければならない。

(1) スキー客の避難誘導が的確にできるよう要員の確保や訓練の実施に努める。

- (2) リフト等の施設について日常の点検を実施する。
- (3) 雪崩が発生し、被災者が出た場合は、消防機関、警察署等救助のための関係機関及び団体に速やかに救助救出を依頼できるよう連絡体制の整備及び確保に努める。
- (4) 救助救出用の資機材及び応急医薬品の確保に努める。

第13節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して 地震防災に関する教育、研修及び訓練を行うとともに、町民に対して地震に係る防災知識の普及及び 啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

防災知識の普及及び啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要 支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の確立に努めるとともに、被災 時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 町民に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震発生時に、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、町民に対し、地震についての正しい知識、平常時の備え、防災対策等について啓発し、防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、気象庁が発表する緊急地震速報(警報)は、地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合に、強い揺れが予想される地域に対して発表される。またこれを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

1 普及の方法

(1) 学校教育を通じての普及

学校においては、児童及び生徒に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防 災実践活動(地震時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進するものとす る。

また、教職員に対しては、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童及び生徒に 対する指導要領、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修等を行い 、その内容の周知徹底を図るものとする。

(2) 社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や各種研修会等の機会を活用し、地震の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努めるものとする。

- (3) 広報媒体等による普及
 - ア 町広報誌、パンフレット等の配布
 - イ 町ホームページの活用

- ウ 新聞の活用
- (4) ビデオ、パネル等の活用
- (5) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (6) 自主防災組織等に対する指導
- 2 普及の内容
 - (1) 栗山町地域防災計画(地震災害対策編)及び同計画による防災関係機関の防災体制
 - (2) 地震発生時の行動指針
 - (3) 地震に関する基礎知識
 - (4) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報(札幌管区気象台)
- (5) 避難場所、避難路その他避難対策に関する知識
 - (6) 平常時の準備
 - ア 住宅耐震診断及び補強
 - イ 家具の固定、ガラスの飛散防止等
 - ウ 非常持出品の準備
 - 工 火災予防
 - (7) その他地震防災対策上必要な事項
- 3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防 災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時 期を選んで行うものとする。

第2 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、職員に対して防災に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災教育の徹底を図るものとする。

- 1 教育の方法
 - (1) 防災訓練の実施
 - (2) 講習会、研修会等の実施
 - (3) 防災活動の手引等印刷物の配布
- 2 教育の内容
 - (1) 栗山町地域防災計画(地震災害対策編)及び同計画による防災関係機関の防災体制 と各自の任務分担
 - (2) 非常参集の方法
 - (3) 地震に関する基礎知識
 - (4) その他地震防災対策上必要な事項

第14節 住民の心構え

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、道民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混 乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるもの とし、その実践を促進する運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

- 1 平常時の心得
 - (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
 - (2) がけ崩れ、津波に注意する。
 - (3) 建物の補強、家具の固定をする。
 - (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
 - (5) 飲料水や消火器の用意をする。
 - (6) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急 箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を準備する。
 - (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
 - (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- 2 地震発生時の心得
 - (1) まずわが身の安全を図る。
 - (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、 あわてずに、まず身の安全を確保する。
 - (3) すばやく火の始末をする。
 - (4) 火が出たらまず消火する。
 - (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
 - (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
 - (7) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
 - (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
 - (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
 - (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
 - (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

- 1 平常時の心得
 - (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
 - (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。

- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- (1) すばやく火の始末をすること。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (4) 正確な情報を入手すること。
- (5) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (6) エレベーターの使用は避けること。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第3 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

第4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

- 1 走行中のとき
 - (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
 - (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
 - (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず 道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジン キーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する 人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通 が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第15節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という 精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性参画 の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町(総務課及び南空知消防組合消防署)は、町内会・自治会等ごとの自主防災組織の設置及び 育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障が い者等避難行動要支援者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。 また、自主防災組織の普及のため、北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成 に努める。

なお、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が 法令により義務付けられている一定の事業所については、防災関係法令の周知徹底を図るとともに 防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民 が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブ ロックに分ける。
- 2 機動的な組織づくりを進めるため、情報班、初期消火班、避難誘導班、救出救護班、給食給水 班等を編成する。また、町及び防災関係機関との連絡を行う地区情報責任者を置くこととする。
- 3 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

- 1 平常時の活動
 - (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするた

め、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

工 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手 当の方法等を習得する。

才 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の 弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立 場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

- イ 防災関係機関との連絡のための手段
- ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に 応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、 火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときには、町等に通報する とともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の処置を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示(緊急)や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準・備高齢者等避難開始が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民 の協力のもとに避難させる。

(5) 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難 所運営ゲーム北海道版(Doはぐ)等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支 給が必要となってくる。

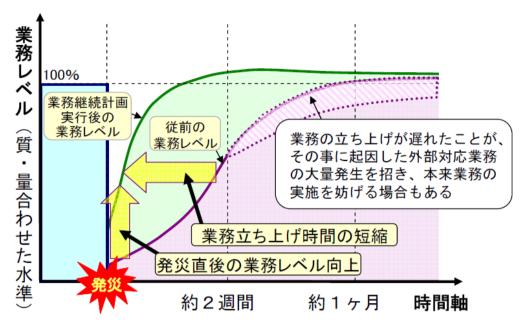
これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第16節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画(BCP)とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>

第2 業務継続計画 (BCP) の策定

- 1 町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定の レベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課 の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要 な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に 努めるものとする。
- 2 事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務(事業)継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自 家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が 困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備 蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

第1 緊急課長会議

町長は、災害・事故による被害等の発生が予想されるときで、必要と認めるときは、指名する職員等による緊急課長会議を招集し、初動体制に万全を期すものとする。

第2 災害対策連絡会議

1 設置

町長は、災害対策本部設置に至らない程度の災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置し、災害応急対策を実施する。

連絡会議設置基準

1 町内で震度5弱または5強の地震を観測したとき。

2 組織

連絡会議の組織は、町長、副町長、教育長、まちづくり総括、産業建設総括、総務課長、住民福祉課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長及びその他町長が指名する職員とする。

- 3 事務分掌
 - (1) 連絡会議の事務分掌は、災害対策本部が設置された場合に準ずる。(本編参照)
 - (2) 連絡会議の庶務は、総務課において処理するものとする。
- 4 廃止

町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了した とき、又は災害対策本部が設置されたときは、連絡会議を廃止する。

第3 災害対策本部

1 設置

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するお それがある場合において、次の基準に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準

1 町内で震度6弱以上の震度を観測したとき。

2 組織

本部の組織は、栗山町地域防災計画(本編)に準ずる。

3 運営

災害対策本部の運営は、栗山町災害対策本部条例(昭和40年栗山町条例第10号)に定める ところによる。

4 事務分掌

本部の事務分掌は、栗山町地域防災計画(本編)に準ずる。

5 設置場所

本部は、役場庁舎内に置くものとする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置するものとする。

6 廃止

町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了した ときは、災害対策本部を廃止する。

7 通知

町長は、本部を設置し、又は廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び町民に対し、それ ぞれ迅速な方法をもって周知するものとする。

8 標識

- (1) 本部を設置したときは、庁舎玄関前等適切な場所に標示板(本編別図第1)を掲げるものとする。
- (2) 本部長、副本部長、対策部長、班長及び班の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、必要に応じ腕章(本編別図第2)を着用するものとする

第2節 町職員の配備計画

本部は、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。ただし、町長は、災害対策本部を設置するまでに至らない場合においては、警戒配備体制をとるものとする。

第1配備計画

- 1 本部長は、非常配備を決定したときは、直ちに総務対策部長に指示し、副本部長及び本部員(対 策部長)に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するとともに、全職員に庁内放送、電話、 等により周知するものとする。
- 2 対策部長は、前記1の通知を受けたときは、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものと する。
- 3 配備要員は、対策部長から前記2の通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。
- 4 対策部長は、あらかじめ部内の職員動員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておくものとする。
- 5 対策部長は前記4の職員動員連絡系統図を作成したときは、本部長に提出するものとする。
- 6 本部長は、災害の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて各部に所属する職員を他の部 に応援させるものとする。
- 7 災害の状況により応援を必要とする対策部(班)にあっては、当該部長を通じて本部長に要請し、必要数の応援を受けるものとする。

8 警戒配備体制下における職員の動員(招集)は、本計画の定めに準じて行うものとする。

第2 配備基準等

警戒・非常配備体制の基準及び配備要員は、次のとおりとする。

区分	体制	配備基準	配備要員
連絡会議の設置前	第1警戒配備	1 町内で震度4の地震を観測したとき。	関係各課の所要の職員をもってあたる
連絡会議の設置後	第2警戒配備	災害対策連絡会議設置基準による。(第1節の第2参照)	副町長、教育長、 まちづくり総括、産業 建設総括、総務課長、 住民福祉課長、産業振 興課長、建設水道課長 、教育次長及び町長が 必要と認める職員
災害対策本部の設置後	非常配備	災害対策本部設置基準による。(第1節の第3参照)	災害対策本部全員

備考 災害等の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、 臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第3 職員の配備体制

- 1 連絡会議設置前
 - (1) 第1警戒配備要員は、配備基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに配備体制につく。
 - (2) 第1警戒配備に関わる指揮監督は、各課長が行う。なお、総括は副町長が行う。
 - (3) 総務課長は、札幌管区気象台その他防災関係機関と連絡を取り、気象情報、災害状況等 の情報収集を行うものとする。
 - (4) 副町長は、災害対策連絡会議の設置(第2警戒配備への移行)について、町長と協議するものとする。

2 連絡会議設置後

- (1) 町長は、連絡会議の設置を決定したときは、直ちに第2警戒配備体制をとるよう各課長に通知する。
- (2) 町長は、連絡会議を総括し、職員を指揮監督するとともに、災害対策本部の設置(非常配備への移行)について、判断するものとする。
- (3) 各課長は連絡会議の設置が決定されたときは、配備計画に基づき第2警戒体制をとる。

- (4) 総務課長は、札幌管区気象台その他防災関係機関と連絡を取り、気象情報、地震の情報、 災害状況等の情報収集を行うものとする。
- (5) 総務課長は、関係課長等に収集情報を提供し、各課の活動状況等を把握するものとする。
- (6) 関係課長等は、町長の指示及び総務課長からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する 措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等の必要な指示を行うものとする。
- (7) 第2警戒配備体制の職員の人数は、状況により関係課所長において増減するものとする。

3 災害対策本部設置後

- (1) 本部長は、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに、非常配備体制をとるよう各 対策部長に通知する。
- (2) 各対策部長は、災害対策本部の設置が決定されたときは、配備計画に基づき非常配備体制をとる。
- (3) 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害対策本部員会議を開催するものとする。
- (4) 関係対策部長は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化するものとする。
- (5) 総務対策部長は、関係対策部長及び防災関係機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状態を本部長に報告するものとする。
- (6) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ア 災害の現況を対策部員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。
 - イ 設備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地区(被災予想地区) へ配備すること。
 - ウ 関係対策部及び防災関係機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

第4 職員の非常参集

- 1 職員は、勤務時間外・休日等に動員の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは災害の 発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡を取り、又は自ら の判断により参集し、警戒・非常配備基準に基づく配備につくものとする。
- 2 各課長等は、職員が非常参集したときは職員の参集状況を把握し、総務課長に報告するものと する。
- 3 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合の職員への連絡等は、同節第1「配備計画」のとおりとする。

第5 勤務時間外・休日等の連絡体制

- 1 日直者、夜間警備員は、次の情報を受けた場合は直ちに総務課長に連絡するものとする。
 - (1) 気象警報等が空知総合振興局又はNTT東日本センターから通報された場合
 - (2) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
 - (3) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合
- 2 総務課長は、必要に応じて町長、副町長及び関係課長等、職員に通知するものとする。
- 3 前記(1)及び(2)の場合の伝達は、電話等によるものとする。
- 4 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合の職員への連絡等は、同節第1「配備計画」のとおりとする。

第6 町長の職務の代理

緊急課長会議の招集や災害対策(連絡会議)本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

第3節 住民組織等への協力要請

地震災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は、災害の状況により 必要と認めた場合は、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請するものとする。

第1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、おおむね次のとおりとする。

- 1 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- 2 緊急避難のための避難場所及び被災者の収容のための収容避難所の管理運営に関すること。
- 3 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- 4 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- 5 収容避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- 6 災害箇所の応急措置に関すること。
- 7 災害対策本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- 8 その他救助活動に必要な事項で、住民が協力を求める事項。

第2 協力要請先

- 1 協力を要請する主な住民組織等は、次のとおりとする。
 - (1) 栗山町社会福祉協議会
 - (2) 栗山町各町内会及び自治会
- 2 その他女性団体、青年団体、建設業関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、 協力を求めるものとする。

第3 担当対策部

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって関係の対策部とする。

第4節 自主防災組織への協力要請

第1 組織の協力要請

- 1 自主防災組織の育成については、第2章第13節「自主防災組織の育成等に関する計画」によるものとする。
- 2 自主防災組織が整備された場合にあっては、前節第2の1の(2)の協力要請先は自主防災組織とする。

第5節 災害情報収集・伝達計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通信等については、この計画に定めるところによる。

第1 平時の情報交換

防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する 計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

第2 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- 1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう 努めることとし、全国瞬時警報システム(J-ALERT)などで受信した緊急地震速報を防災 行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。
- 2 町及び防災関係機関は、避難行動要支援者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、避難行動要 支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよ う必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、情報伝達手段の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

3 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集 及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民 に対する普及啓発に努めるものとする。

4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に 活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の 多重化・多様化に努めるものとする。

第3 町の災害情報等収集及び連絡

- 1 町長(総務課)は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、 所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。
- 2 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は異常現象(局地的な豪雨、森林火災、異常出水、堤防の溢水又は決壊等)発見者は、災害情報連絡系統図(本編別表第6)により、速やかに町、警察署、消防機関又は最寄りの地区情報連絡責任者に通報するものとする。

3 町への通報

異常現象を発見した場合又は発見者から通報を受けた警察署、消防機関及び地区情報連絡責任者は、災害情報連絡系統図(本編別表第6)により、直ちに町(総務課)に通報するものとする。

- 4 町から防災関係機関への通報及び町民への周知
 - (1) 町長(総務課)は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに町民に周知するものとする。
 - (2) 防災関係機関への通報及び町民への周知は、災害情報連絡系統図(本編別表第6)によるものとする。

5 通報の取扱い

- (1) 発見者からの通報窓口は総務課とし、勤務時間外にあっては日直者、夜間警備員が受理 し、総務課長に報告するものとする。
- (2) 総務課長は、発見者又は日直者、夜間警備員からの通報等を受けたときは、町長に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

6 地区情報連絡責任者

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を図るため、各町内会、自治 会別に情報連絡責任者を置く。

地区情報連絡責任者は町内会長及び自治会長とする。なお、自主防災組織(第2章第13節) が整備された場合はその代表者とする。

地区情報連絡責任者は、地域内の住民と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに町又はその他関係機関に通報するものとする。

7 緊急地震速報

気象庁が平成19年10月1日より運用を始めた「緊急地震速報」について、町民の安全確保の観点より町の施設を中心に設置することを推進する。

第4 災害等の内容及び通報の時期

- 1 町災害対策本部(連絡会議)設置
 - (1) 町災害対策本部(連絡会議)を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等に ついて、道及び防災関係機関へ通報する。
 - (2) 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。
- 2 道への通報

町は、発災後の情報等について、次により道(危機対策課)に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・・・発災後速やかに
- (2) 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復 旧が完了するまで随時
- (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき
- 3 国への報告
 - (1) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁経由)に報告する。
 - (2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生 したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の 詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国(消防庁経由)への報告 に努める。

第5 被害状況報告

1 町(総務課)は、災害が発生した場合は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、 空知総合振興局長に報告するものとする。 2 町(総務課)は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接 速報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告 するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告について も、引き続き消防庁に報告するものとする。

「直接即報基準」に該当する火災・災害				
航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災				
石油コンビナート等特別防災区域内の事故				
危険物(高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等)等に係る事故				
原子力災害				
死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転				
覆、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故				
震度 5 強以上を観測した地震(被害の有無を問わない。)				

3 町(総務課)は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国(本編 別表第6)に報告するものとする。

被害状況等の報告

回線	平日(9:30~17:45)	休日·夜間 (左記以外)	北海道庁総務部危機対策局	北海道空知総合振興局
区分	消防庁応急対策室	消防庁宿直室	防災消防課	地域振興部地域政策課
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777	011-204-5008	0126-20-0033
	03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7553 (FAX)	011-231-4314 (FAX)	0126-25-8144 (FAX)
消防防災無線	7527	7782		
	7537 (FAX)	7789 (FAX)		
北海道総合行	6-048-500-7527	6-048-500-7782	6-210-22-554	6-450-2151
政情報ネットワーク	6-048-500-7537(FAX)	6-048-500-7789(FAX)	6-210-22-553	6-450-2181

災害情報等報告取扱要領

町(総務課)は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告(以下「災害情報等」という。)を空知総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。
- 2 報告の種類及び内容
- (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本編別表第7の様式により速やかに 報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等(住家を除く)については除くものとする。

ア 速 報

被害発生後、直ちに本編別表第8の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、本編別表第8の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等 について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に本編別表第8の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、前記 (1) 及び (2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

- 3 報告の方法
- (1) 災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、本編別表第9のとおりとする。

第6 災害通信計画

災害時における防災関係機関等との災害情報、被害報告等の通信連絡の方法については、この計画の定めるところによる。

- 1 主通信系統(電話、電子メールによる通信)
 - 1) 加入電話回線
 - ア 災害時における通信連絡は、NTT等の電気通信業者回線による一般加入者回線を主通信系統とする。
 - イ 一般電話回線が輻輳し、発信規制がなされた場合には災害時優先電話として指定された 局線を使用する。
 - ウ 災害等によりア及びイの通信回線が使用できない場合は、NTTの非常・緊急通話(手動接続通話)で通信する。

〈非常・緊急通話の利用方法〉

- (ア)優先電話から102番(局番なし)をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。 (NTTコミュニケータは、災害時優先電話の表示により、非常・緊急通話であることが わかる。)
- (イ) 通話先の電話番号、通話内容を告げる。
- (ウ)接続が完了したら通話を開始する。
- (2) 携帯電話回線

有線電話回線の設備が使用できない場合は、町の保有する携帯電話の無線電話回線を利用して通信連絡を行うものとする。

2 副通信系統(専用通信施設等の利用)

主通信系統が使用できない場合は、次の専用通信施設のうち最も迅速なものを選定して通信するものとする。

- 3 無線通信施設
 - (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
 - ア 地上系回線と衛星系無線回線の2ルート
 - イ 端末局、ファクシミリは、役場本庁舎2階に設置
 - ウ 南空知消防組合消防署に専用回線で接続
 - エ 本庁内線電話により受発信可能
 - (2) 防災無線(本編別表第18参照)
 - ア 基地局 1局 本庁舎1階(統制台-建設水道課)
 - イ 移動局 48 局 (携帯用-10 局、車載用-38 局)
 - (3) 消防無線(本編別表第19参照)
 - ア 国共通波 基地局1局 消防署
 - イ 消防無線 基地局1局

固定局 7局

移動局 18 局 本部 2 局、消防署 8 局、消防団 8 局 携帯局 22 局 本部 1 局、消防署 13 局、消防団 8 局

ウ 救急無線 基地局1局 移動局2局 携帯用2局

- 4 専用通信施設
 - (1) 警察電話による通信

栗山警察署専用電話をもって、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行うものとする。

- 5 主通信系統及び副通信系統による通信が不可能になった場合の措置
 - (1) アマチュア無線局の免許人に協力を要請し、その利用を図るものとする。
 - (2) 自動車、徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど臨機の措置を講ずるものとする。
- 6 町内全戸をカバーする通信方法の整備

現在、町では全戸をカバーする無線による通信方法がないので、防災無線、コミュニティFM 等の通信方法の整備を推進する。

第6節 災害広報計画

地震災害時には、被災地住民をはじめとして町民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

町における報道機関、防災関係機関及び町民に対する災害情報等の提供及び広報活動は、この計画 の定めるところによる。

第1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、本章第5節「災害情報通信計画」によるほか、次の方法によるものとする。

なお、気象台が発表する地震動警報・予報、並びに地震に関する情報については別表第1のとおりとする。

- 1 総務課(総務対策部広報情報班)員の派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- 2 報道機関その他防災関係機関の取材による資料の収集
- 3 その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集
- 4 あらかじめ登録した町民等からの提供による(画像)情報等の収集

第2 災害情報等の発表及び広報の方法

1 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長(町長)の承認を得て、総務対策部長(総務課長)がこれに当たる。

2 報道機関に対する情報の発表

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

- (1) 災害の種別(名称)及び発生年月日
- (2) 災害発生の場所又は被害激甚地域
- (3) 被害状況

- (4) 町における応急対策の状況
- (5) 町民及び被災者に対する注意及び協力要請
- (6) 災害対策本部の設置又は廃止
- (7) 救助法適用の有無
- 3 町民に対する広報の方法及び内容
 - (1) 町民及び被災者に対する広報活動は、次の広報媒体を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への伝達に十分配慮する。

- ア 無線放送施設の利用
- イ インターネット、イントラネットにおける町ホームページの利用
- ウ 町広報車の利用
- エ 新聞、テレビ及びラジオの利用
- オ チラシ等印刷物の利用
- カ町広報誌の利用
- (2) 広報事項の内容
 - ア 災害に関する情報及び注意事項
 - イ 災害応急対策とその状況
 - ウ 被災地を中心とした交通に関する状況
 - エ 災害復旧対策とその状況
 - オ その他必要な事項
- 4 庁内連絡

総務対策部総務班は、本部業務の適切な遂行のため、災害情報等は庁内放送等を利用して本 部職員に周知するものとする。

第3 広聴活動

総務対策部調査班は、本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設し、一般住民並びに罹災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策に反映させるものとする。

第7節 避難対策計画

地震災害時において、町民の生命又は身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、この計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

1 実施責任者

町長及び避難実施責任者は、災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に 必要があると認めたときは、次により避難の勧告又は指示を行う。

(1) 町長(基本法第60条、水防法第29条)

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、 滞在者、その他の者に対し、避難のための立退の勧告・指示、立退先の指示を行うととも

- に、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに空知総合振興局に報告する (避難解除の場合も同様とする)。また、立退指示等ができない場合は、警察官にその指示 を要請するものとする。
- イ 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。
- ウ 水防管理者が、避難のための立退指示をする場合は、警察署長にその旨を通知する。
- エ 避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、効果的な伝達手段を活用して、 対象地域の住民に迅速、かつ、的確に伝達する。
- (2) 知事又はその命を受けた道の職員(基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条)
 - ア 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事は洪水、地すべり以外の災害においても町長が行う避難、立退きの指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。
 - イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は当該町長に代わって実施する。
 - ウ 空知総合振興局長は、町長から避難のための立退勧告、指示、立退先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第3章第12節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。
- (3) 警察官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
 - ア 警察官は前記(1)のアにより町長から要請があったとき、又は町長が立退指示ができないと認めるときは、立退指示、立退先指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。
 - イ 災害による危険が切迫したときは、警察官はその場の危害を避けるため、その場にいる 者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。
- (4) 自衛隊(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に報告しなければならない。

- ア 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- イ 他人への土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- ウ 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)

- エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- オ 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)
- 2 避難の勧告、指示区分の基準

種 別	発 令 基 準
	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断さ
20c ## /# /#	れるとき。
避難準備・	2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避
高齢者等避	難準備をすることが適当であるとき。
難開始	3 災害の状況から、要配慮者、特に避難行動要支援者について事前に避難
	させておく必要があると認められるとき。
	1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。
避難勧告	2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断され
	るとき。
· 哈 # # -	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。
避難指示	2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる
(緊急)	とき。

3 避難勧告、避難指示 (緊急) 又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

町長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、北海道防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能含む。)等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

伝達する内容及び方法は次のとおりとする。

- (1) 避難勧告、避難指示 (緊急) 又は避難準備・高齢者等避難開始指示事項
 - ア 避難勧告、避難指示(緊急)、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難 準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
 - イ 避難場所及び経路
 - ウ 火災、盗難の予防措置等
 - エ 携行品等その他の注意事項
 - (ア) 携行品は必要最小限にする(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐

中電灯、携帯ラジオ等)。

- (イ) 避難時の戸締りをする。
- (ウ) 避難に当たっては、火気危険物等の始末(器具消火、ガスの元栓の閉め等)を徹底する。
- (エ) 服装は軽装とし、必要に応じ、帽子、雨合羽、防寒用具等を携帯する。

(2) 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行うものとする。場合によっては、2つ以上の方法を併用するものとする。

ア インターネット及びイントラネットによる伝達 町のホームページを活用し、町民に伝達する。

イ 広報車による伝達

町、消防署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

ウ ラジオ、テレビ放送等による伝達

放送局(NHK及び民間放送局)に対して勧告又は指示を行った旨を連絡し、関係住民 に伝達すべき事項を提示して、放送するよう協力を依頼する。

エ 電話による伝達

電話により住民組織、官公署、会社等に通報する。

オ 伝達員による個別伝達

避難の勧告又は指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で班を編成し、個別に伝達するものとする。

カ 町内会・自治会、自主防災組織等の住民組織による伝達

町内会・自治会長及び自主防災組織の会長等に対して、電話等により伝達を依頼する。

4 避難場所

(1) 避難場所の設定

町(総務対策部総務班)は、本編別表第16のとおり広域避難場所及び避難所(以下「避難場所」という。)を設定するものとする。ただし、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

ア 広域避難場所

大火災が延焼拡大し、危険が迫っている場合、又はこれに準ずる事態が発生した場合等 に周辺地区から避難者を収容する場所とする。原則として避難者の生命を保護するために 必要な面積を有する公園、小中学校等グラウンドとする。

イ 避難所

大雨、洪水等による家屋の浸水、流失、又は地震、大火災などにより家屋を喪失した若 しくは喪失するおそれがある場合に避難者を収容するための施設であり、容易に給食、物 資等を搬送することができる場所とする。原則として各地域の小中学校及び高校の体育館、 教室等とし、2人当たり3.3平方メートルを基準とする。

(2) 避難場所の開設運営

ア 広域避難場所の運営管理

- (ア) 避難を要する状況にあっては、速やかに本部から連絡員を配置し、避難住民との連絡及び避難状況の把握に努めるとともに、避難者に対する情報提供及び指示を行い、 避難住民の安全確保及び混乱の防止を図るものとする。
- (イ) 避難における救済措置は、原則として給水及び医療救護とする。
- (ウ) 広域避難場所の施設管理者は、本部長又はその命を受けた町職員の指示に従い、運 営管理に協力するものとする。

イ 避難所の運営管理

- (ア) 避難所の管理運営は、民生対策部福祉班が行うものとする。
- (イ) 避難所の開設基準、開設期間等については、救助法が適用されたときは同法により、 また同法が適用されない災害の場合は、同法に準じて行うものとする。
- (ウ) 避難所には、運営管理者及び補助者を置くものとする。
- (エ) 避難所として使用する施設の管理者は、本部長又はその命を受けた町職員の指示に 従い、速やかに避難所の開設及び運営管理に協力するものとする。
- (オ) 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難住民の収容等に当たるとともに、必要に応じて避難所の運営に関して民間団体、ボランティア団体等の協力を得るものとする。
- (カ) 運営管理者は、避難者の状況を早期に把握し、避難場所における生活環境に注意を 払うとともに、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の 視点等に配慮するものとする。
- (キ) 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(3) 避難場所の周知方法

町民に対し、平常時から避難場所を周知するため、本編別図第3の避難場所標識を設置するとともに、広報誌等を活用して、町民に周知するものとする。

5 避難誘導

(1) 避難誘導者

避難者の誘導は、町職員(民生対策部避難救護班)、消防史員、消防団員、警察官等が協力して行うものとする。

(2) 避難行動要支援者への配慮

高齢者、乳幼児、傷病者、妊産婦等自力避難の困難な避難行動要支援者を避難させる場

合には、優先的に誘導するよう配慮するものとする。

(3) 避難経路

避難経路については、その安全を確認し、要所には誘導員を配置するなど事故防止に努めるものとする。

- (4) 避難の方法
 - ア 避難は、可能な限り町内会・自治会単位、又は町内会・自治会各班単位で行う。
 - イ 避難は、各個に行うことを原則とする。但し、避難者が自力で避難、立退きすることが 不可能な場合は、町において車両等によって行うものとする。
 - ウ 被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町 は空知総合振興局に対し応援要請を行う。
- 6 避難所の開設状況の記録

避難所を開設した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 避難者世帯名簿(本編別記第2号様式)
- (2) 避難所用物資受払簿(本編別記第3号様式)
- (3) 避難所設置及び収容状況(本編別記第4号様式)
- (4) 避難所収容台帳(本編別記第5号様式)
- 7 北海道(空知総合振興局)に対する報告
 - (1) 町長が避難の勧告又は指示を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項を記録するとともに知事(空知総合振興局長)に対しその旨報告するものとする。
 - ア 発令者
 - イ 発令日時
 - ウ 発令理由
 - エ 避難の対象区域
 - 才 避難先
 - (2) 避難所を開設したときは、知事(空知総合振興局長)にその旨報告する。
 - ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
 - イ 開設期間の見込み
 - ウ 収容状況及び収容人員
 - エ 炊き出し等の状況
- 8 関係機関への連絡

町長が避難の勧告又は指示を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知 を受けたときは、次の要領により関係機関に連絡するものとする。

- (1) 警察署に連絡し、必要に応じて協力を求めるものとする。
- (2) 避難場所として利用する施設の管理者に連絡をとり、協力を求めるものとする。
- 9 警戒区域の設定
 - (1) 設定の基準(基本法第63条)
 - ア 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、

身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する ことができる。

イ 警察官は、町長(権限の委任を受けた町の職員を含む。)が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警 戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場に いない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域 を設定した旨を町長へ通知することとする。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 町長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。

イ 町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロ ールを実施することとする。

10 知事による代行(基本法第73条)

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道(総合振興局又は振興局)、北海道警察本部(警察署等)、及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

(1) 町

町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

(2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難勧告等の発令に資するよう、町長へ河 川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

第3 広域一時滯在

1 道内における広域一時滞在

(1) 町長は、地震による災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在(以下、「道内広域一時滞在」という。)の必要があると認めた場合、道内の他の市町村長(以下、「協議先市町村長」という。)に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 町長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、、あらかじめ知事に報告する。 ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するもの とする。
- (3) 町長は、他の市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合は、被災住 民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住 民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、当該市町村長に通知すると ともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

なお、この場合において町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被 災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (6) 町長は、他の市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、実施すべき措置を町長に代わって実施する。

また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、 代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在 (以下、「道外広域一時滞在」という。)の必要があると認めた場合、知事に対し協議を行い、 知事が道外の当該市町村を含む都府県知事(以下、「協議先知事」という。)に対し、被災 住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。
- (2) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(3) 町長より要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。 また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

- (4) 知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災 住民への支援に関係する機関等に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を 知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。 また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理 大臣に報告する。
- (7) 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (8) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について 道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長より要求がない場合にあって も、協議先知事との協議を実施する。
- 3 広域一時滞在避難者への対応

町村は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を 確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村における 連携に配慮する。

第8節 救助救出計画

地震災害によって、生命、身体の危険な状態になった者の救助救出活動は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町(災害救助法を適用された場合を含む。)は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに 医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

2 町長(消防署長)は、警察等の協力を得て救出を行うが、被害が甚大であり災害 対策本部のみで救出の実施が困難である場合は、本章第26節「自衛隊派遣要請計 画」に定めるところにより、知事(空知総合振興局長)に自衛隊の派遣要請を要求 するものとする。

第2 救助救出活動

町及び警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、

人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第3 救出を必要とする者

災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者で、おお むね次に該当する場合とする。

- 1 地震等による火災の際、火中に取り残された場合
- 2 地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- 3 地震等によりがけ崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合及び自動車等の大事故が発生 した場合

第4 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 被災者救出用機械器具燃料受払簿(本編別記第3号様式)
- 2 被災者救出状況記録簿(本編別記第6号様式)

第9節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止につとめるとともに消火活動に関する計画は、次のとおりである。

第1 消防活動体制の整備

南空知消防組合消防署(以下「消防署」という。)はその地域における地震災害を防ぎょし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

消防署は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険 区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑の実施に資するものとす る。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖くずれ、崩壊危険箇所
- 3 特殊火災危険区域(危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設)

第3 相互応援協力の推進

消防署は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

消防署は、大地震時における火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出可能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等の多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家 屋内での住民、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第10節 災害警備計画

町民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために栗山警察署が実施する警戒及び警備についての計画は、この計画の定めるところによる。

第1 災害に関する警察の任務

警察官は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防ぎょし、又は災害の拡大を防止するために、町民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、町民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たるものとする。

第2 災害の予警報の伝達に関する事項

- 1 栗山警察署長(以下「警察署長」という。)は、町及び防災関係機関と災害に関する予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等の伝達に関して、平常時より緊密な連絡を取り、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。
- 2 警察官は、基本法第54条第3項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を 発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

第3 事前措置に関する事項

1 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うもの

とする。

2 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。

第4 災害時における災害情報の収集に関する事項

1 災害情報の収集

警察署長は、町長その他防災関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する 情報を収集するものとする。

2 災害情報の連絡

警察署長は迅速に災害情報を収集し、必要と認められる場合には、町長その他防災関係機関に 連絡するものとする。

第5 災害時における広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して警備措置上必要と認められる場合は、災害の種別、規模及び態様に応じ、避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行うものとする。

第6 避難に関する事項

- 1 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立ち退きの警告又は指示を行った場合は、町長に連絡するものとする。
- 2 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立ち退きの警告又は指示を行う場合は、本章第7節「避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の規模、現場の状況等により本計画により難い場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、警察署長は、速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。
- 3 避難の誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、 避難した地域に対しては、状況に応じて警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護その他犯 罪の予防に努めるものとする。

第7 救助に関する事項

警察署長は、町長に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う災害応急活動に協力するものとする。

第8 応急措置に関する事項

- 1 警察署長は、警察官が基本法第64条に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に 通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。
- 2 警察署長は、警察官が基本法第65条第2項の規定に基づき応急公用負担(人的及び物的公用 負担)を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措 置による損失補償等の事後処理を行うものとする。

第9 災害時における通信計画に関する事項

1 警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

2 警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、 移動無線局、携帯無線機等の必要な通信施設又は資材の活用について計画し、その運用について は、町長と協議をするものとする。

第11節 交通応急対策計画

地震災害の発生における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速にするための道路交通の確保は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町(建設対策部施設管理班)
 - (1) 町が管理する道路で災害が発生した場合は、道路の復旧に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するために必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保に努めるものとする。(道路法(昭和27年法律第180号)第46条第1項及び第47条の4第1項)
- 2 南空知消防組合消防署
 - (1) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。(基本法第76条の3第4項)
 - (2) 消防吏員は、前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。(基本法第76条の3第4項)
- 3 北海道公安委員会(栗山警察署)
 - (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑化を図るため必要があると認めるとき、及び災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。(基本法第76条第1項)
 - (2) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。(基本法第76条の3第1項)
 - (3) 警察官は、前記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその 命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、 自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない 限度において、車両その他の物件を破損することができる。(基本法第76条の3第2項)
- 4 札幌開発建設部岩見沢道路事務所
 - 一般国道(指定区間内)の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要と

認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図るものとする。(道路法第46条第1項及び第47条の4第1項)

5 空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所

道道(指定区間内)の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要と認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図るものとする。(道路法第46条第1項及び第47条の4第1項)

6 自衛隊

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。(基本法第76条の3第3項)
- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、前記(1)による措置を命ぜられた者が当該 措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを 命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当 該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。 (基本法第76条の3第3項)

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び栗山警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、防災 関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を 把握するものとする。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった道路の路線名及び区間並びに迂回路を設定できる場合は、 その路線名、分岐点及び合流点
- (2) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無
- 2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 道路規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場の警察官等の指示によりこれを行う。
- 3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会は、交通規制により通行の禁止又は制限を行ったときは、防 災関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図るものとする。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を 実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊 急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会はあらかじめ当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 空知総合振興局長又は北海道公安委員会(栗山警察署長)は、総合振興局又は警察署及 び交通検問所において、車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の 輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。

確認をしたものについては、車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」(資料5) を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (3) 事前届出制度の普及等

道、市町村及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会(栗山警察署長)は、業務の性質上、町民の日常生活に欠くことのできない 車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊 急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 使用者等の申出

北海道公安委員会(栗山警察署長)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制 対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両 通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

- (2) 規制対象除外車両等
 - ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
 - イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
 - ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使 用中の車両
 - エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。
 - (ア) 道路維持作業用自動車
 - (イ) 通学通園バス
 - (ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
 - (エ) 電報の配達のため使用する車両
 - (オ) 廃棄物の収集に使用する車両
 - (カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両
 - (キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両。

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路(以下「緊急輸送道路」という。)を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛
	隊、警察、消防等を連絡する道路(道路延長 6,908 km)
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機
	関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、
	備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路(道路延長 3,560
	km)
第3次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路(道路延長 243 km)

[※] 栗山町耐震改修計画に基づき、住宅建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道 建築物については積極的な対震化に取組むこととする。

第12節 輸送計画

地震災害時において、災害応急対策、災害復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救助のための資機材、物資の輸送(以下「災害時輸送」という。)を迅速確実に行うための方法及び範囲等は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

災害時輸送は、町長(建設対策部施設管理班)が防災関係機関の協力を得て行うものとする。(基

本法第50条第2項)

第2 輸送の方法

1 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には庁用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により庁用車では不足する場合並びに他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。

2 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行うものとする。

3 航空機輸送

陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、本章第13節「消防防災へリコプター活用計画」及び本章第28節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、出動要請の依頼を行う。

第3 輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接かか わるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、② 被害の拡大防止、③応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 行方不明者の捜索及び死体収容処理のための輸送
- 7 その他特に必要とする輸送

第4 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 輸送関係物資受払簿(本編別記第3号様式)
- 2 輸送記録簿(本編別記第7号様式)

第13節 消防防災ヘリコプター活用計画

地震災害時における消防防災へリコプターの活用については、この計画の定めるところによる。

第1 運航体制

消防防災へリコプターの運航は、「北海道消防防災へリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災へリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

第2 緊急運航の要請

町長(総務対策部総務班)は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、「北海道消防防災へリコプター応援協定」に基づき知事に対し要請するものとする。(本編資料6参照)

- 1 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- 2 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- 3 その他消防防災へリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

第3 要請方法

知事(総務部危機対策局危機対策課防災航空室)に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災へリコプター緊急運航伝達票(本編別記第25号様式)を提出するものとする。

- 1 災害の種類
- 2 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- 3 災害現場の気象状況
- 4 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- 5 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

第4 要請先

北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室

- TEL 011-782-3233
- FAX 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話 96-210-39-897、898

第5 報告

町長は、災害が終息した場合には、北海道消防防災へリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書(本編別記第26号様式)により、総括管理者(北海道総務部危機管理監)に報告するものとする。

第6 消防防災へリコプターの活動内容

消防防災へリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- 1 災害応急対策活動
 - (1) 被災状況の調査などの情報収集活動
 - (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
- 2 救急活動・救助活動
 - (1) 傷病者、医師等の搬送
 - (2) 被災者の救助・救出
- 3 火災防ぎょ活動
 - (1) 空中消火
 - (2) 消火資機材、人員等の搬送
- 4 その他(ヘリコプター等の活用が有効と認める場合)

第7 救急患者の緊急搬送手続等

1 応援要請

町長(総務対策部総務班)は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災へリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。(本編資料7参照)

2 救急患者の緊急搬送手続き

- (1) 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事(総務部危機対策局危機対策課防災航空室)に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局(地域振興部地域政策課)及び栗山警察署にその旨を連絡するものとする。
- (2) 消防防災へリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票(本編別記第27号様式)を提出するものとする。
- (3) 町長は、消防防災へリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、 救急車等の手配を行うものとする。
- (4) 町長は、知事(総務部危機対策局危機対策課防災航空室)から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

第8 ヘリコプターの離着陸可能地

本町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、本編資料4のとおりである。

第9 消防防災ヘリコプター運航系統図

消防防災へリコプターの緊急運航要請に係る系統図は本編資料4のとおりである。

第14節 食料供給計画

地震災害時における被災者及び災害応急対策に従事する者等に対する食料等の確保並びにその配 給及び供給の手続き等については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長 (総務対策部財政資材班・民生対策部福祉班) が実施する。
- 2 救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長(総務対策部財政資材班・民生 対策部福祉班)が実施する。

第2 食料供給の対象者

- 1 避難所に収容された者
- 2 住家が被害を受け、炊事のできない者
- 3 被災地において応急作業に従事している者
- 4 旅行者、町内通過者などで他に食料を得る手段のない者
- 5 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者

第3 食料供給品目

供給品目は、米飯、パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は、粉ミルクとする。

第4 食料調達方法

1 主要食料

被災者等に対しての炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは、空知総合振 興局長を経由して知事に要請し、農林水産省政策統括官から支給を受けるものとする。

2 副食及び調味料

副食及び、調味料その他の調達が困難な場合は、空知総合振興局長を経由して知事にあっせん 依頼するものとする。

第5 供給輸送の方法

食料供給の輸送等については車両によるものとし、本章第12節「輸送計画」の定めるところに よる。

第6 食料の需要の把握等

- 1 需要の把握
 - (1) 被災者等に対する食料の需要は各部各班が把握し、民生避難対策部福祉班が取りまとめ て調達を行う。なお、特に避難行動要支援者(高齢者、乳幼児、障がい者及び妊産婦など) に配慮して需要を把握することに努める。
 - (2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各部各班が把握し、総務対策部総務班が取りまとめて調達を行う。
- 2 食料の配給

被災者に対する食料の配給は、必要に応じ他の部の応援を受け、次のとおり行うものとする。

- (1) 配給は、原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 被災者に対する配給は、町内会・自治会、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるように配慮する。なお、避難行動要支援者に対する配給には十分配慮することとする。

第7 炊き出し計画

1 現場責任者

炊き出しを実施する場合、民生対策部長は、保健衛生班の中から現場の責任者を指定し、指揮 監督に当たらせるものとする。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、女性団体等の協力を得て、学校給食施設その他給食施設を有する事業所を利用して行うものとする。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に 即すると認められるときは、当該業者等を利用するものとする。

また、必要がある場合は、空知総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

第8 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

1 炊き出し給与状況(本編別記第8号様式)

2 炊き出し等による食品給与物品受払簿(本編別記第3号様式)

第9 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第15節 給水計画

地震災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町 (建設対策部上下水道班) が実施する。
- 2 救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長(建設対策部上下水道班)が関係機関の協力を得て実施する。
- 3 個人備蓄の推進

町(建設対策部上下水道班)は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

4 給水資機材の確保

町(建設対策部上下水道班)は災害時に使用できる応急給水用資機材の確保に努め、保有状況 を常時把握していくものとする。

第2 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

第3 給水の方法

1 輸送による給水

被災地の近隣市町村から、給水用資機材により補給し、被災地域内へ輸送の上、町民に給水するものとする。

2 応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に被害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜 設置し、給水するものとする。

3 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。なお、水質検査の結果、飲料に適さないときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

第4 給水量

1人1日当たりの給水量は、おおむね3リットルとする。

第5 町民への周知

給水に当たっては、広報車の巡回等により町民に周知するものとする。

- 1 給水拠点の場所及び給水方法
- 2 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- 3 その他必要事項

第6 給水施設の応急復旧

給水施設の復旧については、医療用施設、消火栓等民生安定と緊急を要するものから優先的に行 うものとする。

第7 給水施設等の現状

1 給水資機材

本編別表20のとおり

2 配水池保有水量

本編別表21のとおり

第8 給水施設の整備

災害時の応急給水を速やかに行うため、緊急貯水槽の整備の促進に努めるものとする。

第9 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村、北海道又は自衛隊へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする

第10 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 飲料水の供給簿(本編別記第9号様式)
- 2 給水関係物資受払簿(本編別記第3号様式)

第11 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第16節 衣料、生活必需品等物資供給計画

地震災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必需品並びに物資の供給は、この計画の 定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長(民生対策部福祉班)が実施する。
- 2 救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長(民生対策部福祉班)が実施する。

第2 給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

1 対象者

給与又は貸与の対象者は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者
- 2 種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から給与又は貸与する物資を決定するものとする。

- (1) 寝具(毛布、布団、タオルケット等)
- (2) 外衣(洋服、作業衣、子供服等)

- (3) 肌着 (シャツ、パンツ等)
- (4) 身の回り品(タオル、手拭き、靴下、傘、紙おむつ等)
- (5) 炊事道具(炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等)
- (6) 食器(茶碗、皿、箸等)
- (7) 日用品(石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉等)
- (8) 光熱材料 (マッチ、ロウソク等)
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

第3 実施の方法

1 物資の調達及び配分

町長(総務対策部財政資材班)は、世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入(配分)計 画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達するものとする。

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。
- 2 避難行動要支援者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保に努め、避難行動要支援者(高齢者、乳幼児、障がい者及び妊産婦など)に優先的に配分するなどの配慮をする。

第4 給与又は貸与の方法

町長(総務対策部財政資材班)は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、 物資購入の際作成する物資購入(配分)計画表に基づき、町内会・自治会、自主防災組織等の協力 を得ながら、迅速かつ的確に行うものとする。

第5 給与又は貸与に係る実施状況の記録

町長(総務対策部財政資材班)は、物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を 記録しておくものとする。

- 1 世帯構成員別被害状況(本編別記第10号様式)
- 2 物資購入(配分)計画表(本編別記第11号様式)
- 3 物資の給与状況(本編別記第12号様式)
- 4 物資給与及び受領簿(本編別記第13号様式)
- 5 衣料、生活必需品等受払簿(本編別記第3号様式)

第6 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第17節 生活関連施設対策計画

地震地震の発生に伴い、生活に密着した施設(上水道、下水道、電気、ガス,通信等)が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。これら各施設の応急復旧

についての計画は、次のとおりである。

第1 上水道

1 応急措置

町(建設対策部上下水道班)は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の 点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急普及し、住民に対する水道水の供 給に努める。

2 応急復旧

町(建設対策部上下水道班)は、大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に 重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画 を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水 道水の供給に努めるものとする。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行うものとする。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立するものとする。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行うものとする。

3 広報

町(建設対策部上下水道班)は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

第2 下水道及び集落排水

1 実施責任者

町長(建設対策部上下水道班)が実施する。

2 応急復旧

町長は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の 対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行うものとする。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立するものとする。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請するものとする。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努めるものとする。
- (5) 処理場への流水水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う 等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡するものとする。
- (6) 住民への広報活動を行うものとする。

3 広報

町長は、下水道施設等に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を 実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

第3 電気

1 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況(停電の状況)の調査、施設の点検を実施し、施設に被害(停電)があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急普及を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震により電力設備に被害のあった場合は、感電事故、漏電による出火の防止 及び電力設備の被害状況(停電の状況)、復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に 努める。

第4 ガス

1 応急復旧

ガス事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

2 広報

ガス事業者は、地震によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第5 通信

1 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道支店、(株)エヌ・ティ・ティドコモ北海道などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

2 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第6 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を 提供するため、施設の被災調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに 応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じるものとする。

第18節 医療救護計画

地震災害のため、地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足若しくは医療機関が混乱した 場合における医療及び助産の救護活動の実施は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町長(民生対策部保健衛生班)が実施する。

- 2 救助法が適用された場合は、知事(知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部)又は知事の 通知を受けて町長(民生対策部保健衛生班)が実施する。
- 3 医療救護活動は、原則として道又は町が設置する救護所において、救護班により実施するが、 災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チ ーム(DPAT)を被災地に派遣する。

第2 医療救護の対象

- 1 対象者
 - (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
 - (2) 災害の発生日前後7日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者
 - (3) 人工透析が必要な者
- 2 対象者の把握

対象者の把握は、所管のいかんを問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに医師等の派遣要請、応急救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保及び手配等必要な措置を講ずるよう関係対策部、班に指示するものとする。

第3 医療救護活動の実施

- 1 町
 - (1) 災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、救護班(班長は住民福祉課長と する。)を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
 - (2) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び 栄養指導を実施する。

2 北海道

- (1) 道は、災害発生時に市町村等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣等調整本部」を設置し、 円滑な医療提供体制の構築に努める。
- (2) 救助法が適用された場合又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。

また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。

- (3) 被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関等に救護班、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。
- (5) 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム (DPAT) の編成に必要な医師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (6) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理(こころのケアを含む)を行うため、医師、 保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する

また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブッ

ク」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

3 災害拠点病院

- (1) 災害拠点病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣し、 医療救護活動を行う。
- (2) 災害拠点病院は、被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

3 協力機関等

(1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所は、独立行政法人国立病院機 構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

(2) 独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人労働者健康福祉機構は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(3) 日本赤十字社北海道支部

日本赤十字社北海道支部は、道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。

(4) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条の規定による公的医療機関の開設者(上記(3)を除く)

医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者(上記(3)を除く。)は、道の要請に基づき所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(5) 北海道医師会

北海道医師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。なお、救護班の業務内容は、第3の3に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(6) 北海道歯科医師会

北海道歯科医師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。 なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるとこ ろによる。

(7) 北海道薬剤師会

北海道薬剤師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。なお、 救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(8) 北海道看護協会

北海道看護協会は、道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。 なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めると ころによる

第4 輸送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT)

救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の破損などにより移動が困難な場合、または、緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプター等の派遣を要請する。

2 重傷患者等

重傷患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。

但し、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の破損などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプター等の派遣を要請する。

第5 応急救護所の設置

救護所は、原則として救護を必要とする地域の収容避難所に設置するものとするが、災害の状況 等により他の公共施設等を使用するものとする。

第6 医薬品等の確保

医療及び助産に必要な医薬品及び医療資機材の確保は、町内薬局等から調達するものとするが、 町内での調達が困難な場合は、道にその確保を要請するものとする。

第7 町内医療機関の現状

町内医療機関の現状は、本編別表第17のとおりである。

第8 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 救護班活動状況(本編別記第14号様式)
- 2 病院診療所医療実施状況(本編別記第15号様式)
- 3 助産台帳(本編別記第16号様式)
- 4 医薬品及び衛生材料等物資受払簿(本編別記第3号様式)

第9 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第19節 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長(民生対策部環境対策班)が知事の指導及び指示に基づき実施する。
- 2 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事の応援を得て 実施する。

第2 防疫の実施組織

町長は、被災地における防疫活動を的確に実施するために、環境生活課長を班長として防疫班を 編成するものとする。

第3 防疫の種別及び方法

1 防疫班の消毒活動

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第27条第2項、第28条第2項及び第29条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、同法施行規則(平成10年厚生省令第99号)第14条、第15条及び第16条の規定に基づき消毒等を実施するものとする。

- (1) 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちにクレゾール又は石灰等により実施するものとする。
- (2) 収容避難所その他の不潔な場所の消毒は、1日1回以上クレゾール等を用い実施するものとする。
- (3) 井戸の消毒を実施するものとする。

井戸の消毒は、井戸水1立方メートル当たり 20 ミリリットルの次亜鉛素酸ソーダ溶液 (10%) を投入し、十分かくはんした後2時間以上放置させるものとする。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又は病毒に汚染されたおそれが強いときは、 消毒の上、井戸がえを施さないと使用させないものとする。

- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除については、対象となる区域を定めて実施するものとする。
- 2 被災世帯における家屋等の消毒
 - (1) 汚染された台所、炊事場、食器戸棚等を中心にクレゾール水などを用いて拭浄し、床下 には湿潤の程度に応じ所要の石灰等を散布するよう指導するものとする。
 - (2) 便所は、クレゾール水をもって拭浄又は散布し、便槽は、か性石灰末、石灰乳等を投入 かくはんするよう指導するものとする。
- 3 患者等に対する措置

知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条の規定に基づき 感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、入院の勧告又は措置を行うものと する。

町長は、知事が行う入院の勧告又は措置について、必要に応じ協力するものとする。

4 臨時予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項)

町長は、指定疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められるときは、知事の指示を受け 予防接種を実施するものとする。

5 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

- (1) 健康調査等
 - ア 避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適時把握する とともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。
 - イ 知事は、必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の規定による健康診断の勧告又は措置を実施するものとする。
- (2) 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒等を行うように指導する。必要があるときは、クレゾール等による消毒を行い、便

所、炊事場、洗濯場等の消毒のほか、クレゾール石けん液等を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できる限り専従させる ものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理についても十分指 導徹底させるものとする。

(4) 飲料水の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させるものとする。

6 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的処理に留意して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

第4 防疫資器材の調達

災害時において、町が所有する防疫資器材等に不足をきたした場合は、空知総合振興局保健環境 部保健行政室(岩見沢保健所)、隣接市町村等から借用するものとする。

防疫活動に要する器材の所有状況は、次のとおりである。

器材名	数量	保管場所
噴 霧 器	3 台	環境生活課

第5 家畜防疫

被災地の家畜防疫は知事が行うものとし、家畜保健衛生所において実施するものとする。

第20節 廃棄物処理等計画

地震災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り・死亡獣畜の処理等(以下「廃棄物の処理」 という。)の業務は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 地域住民の協力を得て、町長(民生対策部環境対策班)が実施するものとするが、町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- 2 死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理する ことが困難なときは町長(産業対策部農林班)が実施するものとする。
- 3 逸走犬の処理は、町長(民生対策部環境対策班)が行うものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 第6条の2第2項及び同法施行令(昭和46年政令第300号)第3条に規定する基準に従い所要 の措置を講ずるものとする。

第3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。但し、死亡獣畜取扱場のない場合

又は運搬すことが困難な場合は、空知総合振興局保健環境部(岩見沢保健所)の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- 1 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- 2 移動できないものについては、空知総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずる ものとする。
- 3 前記1及び2において埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

第21節 飼養動物対策計画

第1 飼養動物の取り扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、 自己責任において行うものとする。
- 3 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど 適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第22節 文教対策計画

地震による町立学校施設の被災又は町立小中学校における児童生徒の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長(文教対策部学校教育班)及び町教育委員会が実施する。ただし、救助法が適用された場合の学用品の給与については、知事又は知事の通知を受けて町長(文教対策部学校教育班)が実施する。
- 2 学校ごとの災害発生に伴う必要な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて実施する。
- 3 道立学校における応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、知事及び北海道教育委員会が実施 する。
- 4 学校法人にあっては、この計画に準じ、文教対策を実施するよう努めるものとする。

第2 応急教育対策

1 休校措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件になったときは、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、ラジオ、テレビその他確実な方法で各児童生徒に周知するものとする。

(2) 授業開始後の措置

授業開始後に休校措置を決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底さ

せるとともに、教師が付き添う等児童生徒の保護に留意するものとする。

2 学校施設の確保と復旧対策

(1) 施設の整備

学校その他の文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見と施設の整備、改善を図るものとする。

(2) 応急復旧

被害程度により応急修理できる場合は速やかに修理し、施設の確保に努めるものとする。

(3) 校舎の一部が使用できない場合 特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは2部授業等の方法を取るものとする。

(4) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合 最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。ただし、利用する施設がないときは、 応急仮設校舎を建設する等の対策を検討するものとする。

3 教職員の確保

町教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、被災した学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、町教育委員会は、道教育委員会(空知教育局)と緊密な連絡をとり、近隣の学校教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

第3 教育の要領

- 1 学校長は、災害の状況に応じた特別教育計画を立て、できる限り授業の確保に努めるものとする。特に授業の実施が不可能な場合であっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努めるものとする。
- 2 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 教科書、学用品等の損失状況等を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担に ならないように配慮するものとする。
 - (2) 教育活動の場所として公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童生徒の安全確保に留意するものとする。
 - (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないように指導するものとする。集団登下校を実施する際は、地域住民、父母等の協力を得て行うものとする。
 - (4) 学校が収容避難所として利用された場合は、特に児童生徒の指導及び管理に注意すると ともに、避難収容が授業の支障にならないように留意するものとする。
 - (5) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい 心理的な障がいに十分配慮するものとする。
- 3 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

第4 学校給食等の措置

- 1 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- 2 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳については、関係機関と連絡の上、直ちに

緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

3 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

第5 衛生管理対策

学校が収容避難所として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理をするものとする。

- 1 校舎内、特に水飲場及び便所は、常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- 2 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- 3 収容避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。
- 4 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第6 教科書及び学用品の調達及び支給

1 支給対象者

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書 及び学用品を喪失又はき損した者

- 2 支給品目
 - (1) 教科書及び教材
 - (2) 文房具
 - (3) 通学用品
- 3 調達方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を取り、その必要数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、町内の教科書供給書店及び文房具店等から調達するものとする。 なお町内において調達困難なときは、知事に依頼して調達するものとする。

4 支給方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、学校 長を通じて対象者に支給する。

第7 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況(本編別記第17号様式)によりその状況を記録しておくものとする。

第8 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第9 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び栗山町文化財保護条例等による文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、栗山町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第23節 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、 住宅の応急修理は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 救助法を適用し、応急仮設住宅が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。
- 2 町長(建設対策部施設管理班)は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応 急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施 するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の修理を実施する。

3 町長 (建設対策部施設管理班) が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事の委任を 受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難所の設置

町長は、必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第8 節「救助救出計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

- 3 応急仮設住宅
 - (1) 入居対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自己の資力では住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者
 - (ア) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等
- (2) 入居者の選定

町長は、入居者の選定に当たっては、民生委員等からなる選定委員会を設け、被災者の 資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。また、建設場所については、原則として、町有地とする。ただし、町有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能 戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模及び構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。

- イ 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2~6戸の連続建て若しくは共同建てとし、 その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。但し、被害の程度その他必要と認 めた場合は、1戸建て又は木造住宅により実施する。
- ウ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は借上げに係る契約を締結)を完了した 後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため**の**特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

工 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた町長が管理する。

オ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。 また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

災害により住家が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理ができない者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

- (3) 修理の範囲と費用
 - ア 実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の目から1月以内に完了するものとする。

イ 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限と する。

ウ費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

第3 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として町の指名登録業者から選定して行うものとする。この場合に おいて、町は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

第4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 応急仮設住宅台帳(本編別記第18号様式)
- 2 住宅応急修理記録簿(本編別記第19号様式)

第5 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第6 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば移住を 継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

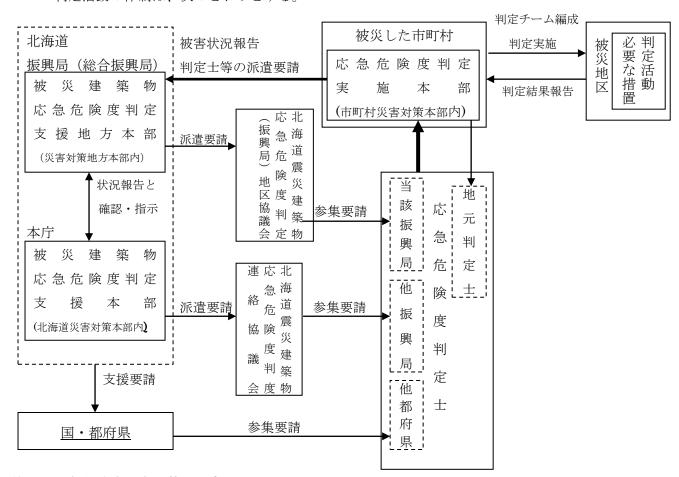
第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

第1 応急危険度判定の活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応 急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



第2 応急危険度判定の基本的事項

1 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

2 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

3 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー(赤「危険」、黄色「要注意」、緑「調査済」)に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危 険:建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。調査済:建築物の損傷が少ない場合である。

4 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

5 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第25節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「判定士」という)を活用して、被災宅地危険度判定(以下「危険度判定」という)を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度 判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の支援

北海道知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会(以下「道協議会」という)等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所(外壁、擁壁、のり面等)に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法	
危険宅地	赤のステッカーを表示する。	
要注意宅地 黄のステッカーを表示する。		
調査済宅地	青のステッカーを表示する。	

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」(以下「実施マニュアル」という)に基づき、危険

度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第5 事前準備

町は災害発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

第26節 行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理及び埋葬計画

地震災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬については、町長(民生対策部避難救護班・環境対策 班)が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には、知事の委任を受けて町長 が行うこととなるが、遺体処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本 赤十字社北海道支部が行う

第2 実施の方法

- 1 行方不明者の捜索
 - (1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推 定される者。

(2) 捜索の実施

町長(民生対策部避難救護班)は、災害の種別、規模等を勘案して捜査の方法及び期間を定め、消防機関、警察官に協力を要請し捜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を得て実施する。

(3) 警察署への通報

町長(民生対策部避難救護班)は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を栗山警察署に通報する。

- ア 行方不明者の人員数
- イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ウ 行方不明となった日時
- エ 行方不明者が発見されると考えられる地域
- オ その他行方不明の状況
- 2 遺体の処理
 - (1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うこ

とができない者。

- (2) 処理の範囲
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理(日本赤十字北海道支部)
 - イ 遺体の一時保存(町)
 - ウ 検案(日本赤十字北海道支部)
 - エ 遺体の見分(警察官)
- (3) 収容処理の方法
 - ア 町(民生対策部避難救護班)は遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理するものとする。
 - (ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取り人がいる場合は、遺体を引き渡す。
 - (イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。
 - イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等 を記録し、遺体収容所に安置する。
 - ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。
- (4) 安置場所の確保

市町村は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を 図り、事前の確保に努めるものとする。

3 遺体の埋葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族の いない遺体

- (2) 埋葬の方法
 - ア 遺族がいる遺体

遺体を火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行う。

イ 遺族がいない遺体

縁故遺体収容所に一定期間収容しても引取人身元不明の遺体については、火葬に付して無縁故者墓碑に合葬する。

ウ 身元不明の遺体

身元不明の遺体は、栗山警察署に連絡して調査するが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

第3 他市町村から漂着した遺体の処理

- 1 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理するものとする。
- 2 身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病

人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

第4 実施状況の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1 行方不明者の捜索
 - (1) 行方不明者の捜索に係る物資受払簿(本編別記第3号様式)
 - (2) 遺体の捜索状況記録簿(本編別記第20号様式)
- 2 遺体の処理 遺体処理台帳(本編別記第21号様式)
- 3 遺体の埋葬 埋葬台帳(本編別記第22号様式)

第5 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第27節 広域応援派遣計画

地震による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、この計画の定めるところによる。

第1 実施機関

町及び南空知消防組合消防署

第2 実施内容

- 1 町の措置
 - (1) 他の市町村長に対する応援要請

地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び市町村間の各種相互応援協定等に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

- (2) 知事に対する応援要請等
 - ア 町長は、地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に 対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。
 - イ 町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められた ことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と 認める事項について応援協力に努める。

2 消防署

(1) 消防署は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害 応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援 協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域消防相互応援(ヘリコプター)、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- (2) 消防署は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練を通じて、人命救助等の支援体制の整備に努めるものとする。

第3 応援協定等

町と防災関係機関との相互応援協定は、次のとおりである。

協定名	協定先	協定概要
災害時における北海道及び市 町村相互の応援に関する協定 (H20.6.10改訂)	北海道、北海道内市町村	食料、飲料水及び生活必需品並びに供給 に必要な資機材の提供と斡旋
北海道広域消防相互応援協定 (H3.2.13締結) (H6.7.25締結)	北海道内72消防本部	〈陸上応援〉 消防隊、救助隊、救助隊又は支援隊(情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊による応援活動) 〈航空応援〉 回転翼航空機を装備した消防吏員の隊による応援活動
北海道消防防災へリコプター 応援協定 (H8.6.25締結)	北海道	被害状況の偵察、情報収集活動及び救援物資、人員、資機材等の搬送
北海道地方における災害時の 応援に関する申合せ (H22.5.27締結)	北海道開発局	土木施設等の被害状況の把握 二次災害の防止に資する応急措置の準 備(資機材の運搬、被災箇所の監視、侵 入道路の確保等)
災害時の連携に係る協定書 (H25.12.24締結)	陸上自衛隊第7師団第72戦車連隊	連絡体制の充実、災害応急対策資材の保管状況資料の共有防災訓練、会議等への参加災害発生時における連絡調整所、活動拠点の設置 設置に係る町の場所の提供
災害時の応援に関する協定 (H 2 6.3.28締結)	北海道財務局	避難施設運営補助 災害ボランティア,支援物資等の受付 有価物(現金、保険証、貴金属等の遺失 物)の分別作業 り災証明書申請受付及び発行り災建物 判定に係る現地調査補助
災害発生時における相互協力 に関する協定 (H26.3.31改訂)	栗山町内郵便局	避難所開設状況、避難者リスト情報等の相互提供 郵便局ネットワークを活用した広報活動 災害特別事務取扱い及び援護対策 業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 臨時の郵便差出箱の設置

第28節 自衛隊派遣要請計画

地震の災害に際し、基本法第68条の2及び自衛隊法第83条の規定に基づき、人命又は財産の保護のため自衛隊に対し部隊等の災害派遣を要請するときは、この計画の定めるところによる。

第1 災害派遣要請基準

自衛隊への災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 人命救助のための応援を必要とするとき。
- 2 災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- 3 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- 4 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- 5 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- 6 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

第2 災害派遣要請の要求等

1 要請の方法

町長(総務対策部総務班)は、自衛隊の災害派遣の必要を認めたときは、次の事項を明らかに した文書(本編別記第28号様式)で知事(空知総合振興局長)に派遣要請を要求するものとす る。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、その後速やかに文書を提出す るものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

2 依頼先

派遣要請の要求は、空知総合振興局地域振興部地域政策課へ行うものとする。

TEL	0 1 2 6 - 2 0 - 0 0 3 3
総合行政情報ネットワーク	96-450-2151

3 緊急を要する災害派遣要請の要求方法

町長は、人命の緊急救助に関し、知事(空知総合振興局長)に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事(空知総合振興局長)と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。但し、この場合、速やかに知事(空知総合振興局長)に通知し、前記1の手続きを行うものとする。緊急の場合の自衛隊連絡先は、次のとおりである。

指定部隊名	担当部課	所在地	電話番号
第7師団	第3科	恵庭市柏木531	0123-32-2101
第72戦車連隊	77 O 17	心庭 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	

第3 災害派遣部隊の受入れ態勢

1 受入れ準備の確立

知事(空知総合振興局長)から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置するものとする。

(1) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

(2) 連絡職員の指名

本部長は、現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たらせるものとする。

(3) 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊 の到着と同時に作業ができるよう準備するものとする。

- 2 派遣部隊到着後の措置
 - (1) 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

(2) 知事(空知総合振興局長)への報告

町長は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を知事(空知総合振興局長)に報告するものとする。

- ア 派遣部隊の長の官職氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業の内容及び進捗状況
- オ その他参考となる事項
- (3) 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、町においても災害情報を自衛隊に提供するものとする。

第4 経費負担等

- 1 次の費用は、町において負担するものとする。
 - (1) 資材費及び機器借上料
 - (2) 電話料及びその施設費
 - (3) 電気料
 - (4) 水道料
 - (5) くみ取料
- 2 その他必要経費については、自衛隊及び町において協議の上、定めるものとする。

第5 派遣部隊の撤収要請要求

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書(本編

別記第29号様式)をもって知事(空知総合振興局長)に撤収要請を要求するものとする。ただし、 文書による要請に日時を要するときは、電話等で要求し、その後文書を提出するものとする。

第29節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における栗山町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部空知地区栗山町分区及び各種ボランティア団体・NPO等との連携は、この計画に定めるところによる。

第1 ボランティア団体等の協力

町及び関係機関は、栗山町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部空知地区栗山町分区又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受けるものとする。

第2 ボランティアの受入れ等

- 1 町、栗山町社会福祉協議会及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力 し、ボランティア活動に関する被災地の援助ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受 入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期 復旧に向け、ボランティアの受入れ体制の確保に努めるものとする。
- 2 町及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点施設を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。
- 3 町におけるボランティアの受入れ及び連絡調整は、民生対策部福祉班が行うものとする。

第3 ボランティア団体・NPO活動内容

ボランティア団体等に依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

- 1 災害、安否及び生活情報の収集伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動

- 16 ボランティア・コーディネート
- 17 その他被災者の支援活動

第4 ボランティア活動の環境整備

町、道及び栗山町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解の もと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び栗山町社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネータ 一等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と栗山町社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第30節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、次の計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

救助法による救助は、知事が行う。町は、知事が行う応急救急活動を補助するものであるが、救助法第30条に基づき同法施行令(昭和22年政令第225号)第23条により知事からの通知のあった事務については、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

第2 救助法の適用基準

救助法施行令第1条の定めにより、栗山町の適用基準は次のとおりである。

1 住家が滅失した世帯数

被害区分	町単独の場合	被害者が相当広範囲な場合 (全道で 2,500 世帯以上の住家が滅失した場合)	被害が全道にわたり、 12,000 世帯以上の住	
町の人口	住家滅失世帯数	栗山町内の住家滅失世帯数	家が滅失した場合	
栗山町			町の被害状況が特に救	
5,000 人以上	40世帯	2 0 世帯	助を必要とする状態に	
15,000 人未満	40匹布	20座佈	あると認められたと	
			き。	

(1) 住家被害の判定基準

ア 滅失・・・・・・・全壊、全焼、流失の状態をいう。

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

イ 半壊、半焼・・・・2世帯で滅失1世帯に換算する。

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には

損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

ウ 床上浸水・・・・・3世帯で滅失1世帯に換算する。

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

- (2) 世帯の判定
 - ア 生計を一にしている実態の生活単位をいう。
 - イ 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

第3 救助法の適用手続

- 1 町
 - (1) 町長(総務対策部総務班)は、町に係る災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、 又は該当する見込みがある場合には、直ちに空知総合振興局長に対し、次の事項を報告し なければならない。
 - ア 災害発生の日時及び場所
 - イ 災害の原因及び被害の状況
 - ウ 法の適用を要請する理由
 - エ 法の適用を必要とする期間
 - オ 既に執った救助措置及び今後の救助措置の見込み
 - カ その他必要な事項
 - (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法 の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置に ついて指示を受けなければならない。
- 2 北海道

空知総合振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨町長に通知するとともに、知事に報告するものとする。

知事は、空知総合振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示すると ともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を 実施するものとする。

なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる 救助の実施については市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分	
避難所の設置	7 目以内	市町村	
	20日以内に着工		
	建設工事完了後3ヶ月		
応急仮設住宅の供与	以内	対象者、対象箇所の選定~市町村	
心心以政性七の例子	※特定行政庁の許可を	設置~道(但し、委任したときは市町村)	
	受けて2年以内に延長		
	可能		
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村	
飲料水の供給	7 目以内	市町村	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村	
医療	14日以内	医療班~道・日赤道支部(但し、委任したときは市町村)	
助産	分娩の日から7日以内	医療班~道・日赤道支部(但し、委任したときは市町村)	
災害にかかった者の救出	3 目以内	市町村	
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市町村	
<u> </u>	教科書等 1ヶ月以内	市町村	
学用品の給与	文房具等 15日以内	市町村	
埋葬	10日以内	市町村	
死体の捜索	10日以内	市町村	
死体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部	
障害物の除去	10日以内	市町村	
生業資金の貸与		現在運用されていない	

- (注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施 期間を延長することができる。
 - 2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第31節 障害物除去計画

地震災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で町民の生活に著しい障害 を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行 うものとする。

第2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、町民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 町民の生命財産等を保護するために速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水(水があふれる)の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策機具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て 速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所等

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。 (基本法第64条第2項)
- 2 除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。(基本法施行令第26条)
- 3 町は、北海道財務局および道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第11節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、障害物除去の状況(本編別記第23号様式)によりその状況を記録しておくものとする。

第7 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第4章 災害復旧計画

この計画は、地震が発生した場合における災害の早期復旧を図ることを目的とする。

第1節 基本方針

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、または、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずるものとする。

なお、著しく異常、かつ、激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、町長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他 法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (3) 道路
 - (4) 下水道
 - (5) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画

- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね北海道地域防災計画第9章「災害復旧計画」別表のとおりである。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激 甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年9月6日法律第150号)による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう 努めるものとする。

第3節 被災者支援計画

第1 罹災証明書の交付

- 1 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速、かつ、的確に 把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- 2 町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- 3 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

- 1 被災者台帳の作成
- (1) 町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的、かつ、 効果的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援 措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援 護の総合的、かつ、効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

アイ	氏名 生年月日	サ	市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提 供することに被災者本人が同意している場合に
ウ	性別		は、その提供先
エ	住所又は居所	シ	(11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、
オ	住家の被害その他市町村長が定		その旨及びその日時
	める種類の被害の状況	ス	被災者台帳の作成に当たり、行政手続における
カ	援護の実施の状況		特定の個人を識別するための番号の利用等に関
丰	要配慮者であるときは、その旨及		する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項
	び要配慮者に該当する事由		に規定する個人番号を利用する場合には、当該
ク	一電話番号その他の連絡先		被災者に係る個人番号
ケ	世帯の構成	セ	その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必
コ	罹災証明書の交付の状況		要と認める事項

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- 2 台帳情報の利用及び提供
- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - ア 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同 意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、 被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
 - ア 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地)
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使 用目的
 - オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- (3) 町長は、(2) の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(本節第2の(2)のス)を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等(都道府県見舞金・災害対策交付金を含む)
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金

- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))
- 11 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援
- 第4 災害義援金の募集及び配分
 - 1 義援金品の受付

町災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付けるとともに、 北海道災害義援金募集委員会と連携を図るものとする。

2 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平、かつ、効果的に行われるよう、町災害義援金配分 委員会(以下「配分委員会」という。)を設置する。

また、北海道災害義援金配分委員会と連携を図るものとする。

3 配分計画の作成

配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、義援金 提供者の意向を尊重し、適切、かつ、速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議することとする。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分方法
- (4) その他必要な事項について

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における迅速、かつ、円滑な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。